

市第 55 号議案 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準  
に関する条例等の一部改正

1 提案理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴い、介護保険サービスの基準省令が改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

この改正に伴い、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行することとなりました。

本市では平成 28 年 1 月 1 日から総合事業を実施するため、関係条例について、必要な改正を行います。

2 改正の概要

- (1) 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の条文の削除
- (2) 総合事業に関する記載の追加
- (3) 上記(1)(2)に伴う条ずれの修正

3 改正が必要な条例（全 6 条例）

- (1) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 74 号）
- (2) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）
- (3) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号）
- (4) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）
- (5) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）
- (6) 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 52 号）

4 条例の施行予定日

平成 28 年 1 月 1 日

(1) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	<p>【ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム：第 46 条】</p> <p><u>職員の配置の基準</u></p>	<p>ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに併設される事業所から介護予防通所介護事業所を削除</p>	<p>ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所若しくは【削除】指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>

(2) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	<p>【訪問介護：第6条】</p> <p><u>訪問介護員等の員数</u></p>	<p>訪問介護と第1号訪問事業又は通所介護と第1号通所事業の指定を併せて受け、事業を一体的に運営している場合、利用者数を合計する記載を追加</p>	<p>利用者(当該指定訪問介護事業者が<u>第1号訪問事業</u>(旧介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と<u>当該第1号訪問事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び<u>当該第1号訪問事業の利用者</u>。)の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。</p>
	<p>【通所介護：第91条】</p> <p><u>従業者の員数</u></p>		<p>利用者(当該指定通所介護事業者が<u>第1号通所事業</u>(旧介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第1号通所事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護及び<u>当該第1号通所事業の利用者</u>。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p>
②	<p>【訪問介護：第6条、通所介護：第91条】</p> <p><u>訪問介護員等（従業者）の員数</u></p> <p>【訪問介護：第8条、通所介護：第91条】</p> <p><u>設備及び備品等</u></p>	<p>総合事業の人員・設備基準を満たす場合は、<u>訪問介護又は通所介護の基準も満たす</u>記載を追加</p>	<p>指定訪問（通所）介護事業者が<u>第1号訪問（通所）事業</u>に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問（通所）介護の事業と<u>当該第1号訪問（通所）事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市町村の定める当該第1号訪問（通所）事業の人員・設備に関する基準を満たすこと</u>をもって、指定訪問（通所）介護の事業の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

- (3) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例
- (5) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	(3)【定期巡回・随時対応型訪問介護看護：第7条】 <u>従業者の員数</u>	オペレーターの兼務内容から介護予防訪問介護に関する記載を削除	オペレーターは、看護師、介護福祉士等をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条第2項のサービス提供責任者） <u>【削除】又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第6条第2項のサービス提供責任者をいう。</u> 以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。
②	(3)【小規模多機能型居宅介護：第84条】 (5)【介護予防小規模多機能型居宅介護：第46条】 <u>管理者</u>	管理者が兼務できる職種に総合事業を追加	指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する前条第6項の表の当該事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務若しくは <u>介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）</u> に従事することができるものとする。
③	(3)【ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設：第153条】 <u>従業者の員数</u>	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所から介護予防通所介護事業所を削除	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所 <u>【削除】若しくは指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u>

(4) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	第3章介護予防訪問介護 【第5条－第42条】	介護予防訪問介護の削除	【削除】
②	第8章介護予防通所介護 【第88条－第103条】	介護予防通所介護の削除	【削除】
③	【介護予防訪問入浴介護： 第46条の2－第46条の13、第47条の2、第47条の3、第50条の3－第50条の11】	介護予防訪問介護が削除されたため、次章の介護予防訪問入浴介護に削除された条項を追加	<p><b>【追加する条項】</b>  <u>内容及び手続の説明及び同意</u>  <u>提供拒否の禁止</u>  <u>サービス提供困難時の対応</u>  <u>受給資格等の確認</u>  <u>要支援認定の申請に係る援助</u>  <u>心身の状況等の把握</u>  <u>介護予防支援事業者等との連携</u>  <u>介護予防サービス費の支給を受けるための援助</u>  <u>介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供</u>  <u>介護予防サービス計画等の変更の援助</u>  <u>身分を証する書類の携行</u>  <u>サービスの提供の記録</u>  <u>保険給付の請求のための証明書の交付</u>  <u>利用者に関する市町村への通知</u>  <u>勤務体制の確保等</u>  <u>衛生管理等</u>  <u>掲示</u>  <u>秘密保持等</u>  <u>広告</u>  <u>苦情処理</u>  <u>地域との連携</u>  <u>事故発生時の対応</u>  <u>会計の区分</u></p> <p style="text-align: right;">(全23条)</p>
④	【介護予防通所リハビリテーション：第106条の2、第106条の3、第108条の2－第108条の4】	介護予防通所介護が削除されたため、次章の介護予防通所リハビリテーションに削除された条項を追加	<p><b>【追加する条項】</b>  <u>利用料等の受領</u>  <u>緊急時等の対応</u>  <u>勤務体制の確保等</u>  <u>定員の遵守</u>  <u>非常災害対策</u></p> <p style="text-align: right;">(全5条)</p>
⑤	<u>記録の整備</u> 【介護予防訪問入浴介護：第51条、他】	介護予防訪問介護が削除されたため、引用していた条項の条ずれを修正	<p><u>第50条の2第1項（第108条の2第2項）に規定する従業者の勤務の体制についての記録</u></p> <p><u>第46条の13第2項に規定する提供した具体的な指定介護予防居宅療養管理指導の内容等の記録</u></p> <p><u>第50条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>第50条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>

⑥	<p>準用</p> <p>【介護予防訪問看護：第66条、他】</p>	<p>介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が削除されたため、準用していた条項の条ずれを修正</p>	<p><u>第46条の2、第46条の3、第46条の5から第46条の7まで、第46条の9から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条及び第50条の2から第50条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第64条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</u></p>
---	------------------------------------	---	--

(6) 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
①	<p>指定介護予防支援の具体的な取扱方針</p> <p>介護予防支援：第33条】</p>	<p>介護予防サービス事業者に対し提出を求める個別サービス計画の例示を介護予防訪問介護計画から介護予防訪問看護計画書に修正</p>	<p>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、<u>介護予防訪問看護計画書</u>等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</p>
		<p>モニタリングの方法について介護予防通所介護に関する記載を削除</p>	<p>当該利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<b>【削除】</b><u>指定介護予防通所介護事業所</u>又は<u>指定介護予防通所リハビリテーション事業所</u>を訪問する等の方法により当該利用者面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。</p>
		<p>担当職員は、指定介護予防サービス等事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問看護計画書</u>等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、指定介護予防サービス等の提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p>	

◎ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する経過措置

今回の条例改正により、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」サービスにかかる条文を削除しましたが、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」附則の規定により、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の給付については平成30年3月31日まで効力を有するとされています。

そのため、国の法改正に合わせて、本市条例の附則にも経過措置に関する規定を設けます。